



交通少年団員募集!

○「自転車教室」に参加して安全な乗り方を身につけます。
○諸行事に参加して、交通安全を呼びかけます。
対象 市内在住の小学3年生以上
問合せ 福生警察署交通総務係(☎ 551・0110)へ。

申込み	福生交通安全協会事務
貸出期間	6か月
申込み資格	福生警察署管内(福生市、旧秋川市、羽村市、瑞穂町)在住で、平成12年1月1日から4月末までに出産、または出産予定の方
貸出台数	25台(申込多数の場合)
合は抽選)	(新生児から12か月まで)

チャイルドシートを
無料で貸出します

2月の交通キャンペーン
●「自転車教室」に参加して安全な乗り方を身につけます。
●諸行事に参加して、交通安全を呼びかけます。
対象 市内在住の小学3年生以上
問合せ 福生警察署交通総務係(☎ 551・0110)へ。

高齢者の交通事故をなくしましょう
◆高齢者の行動には理由があることを理解します
車が来ているのに道路を横断するなど、ちょっと考えつかない高齢者の行動にと考へたことがあります。その理由がありま

す。例えば、「ここは昔から渡っている」という経験や体力の過信、「車の方で止まってくれるだろう」と思う過度の依頼心などが重なり合っての行動なのです。

◆時には付き添ってあげましょう

高齢者の体調が悪いときや、深夜、早朝、雨のひどいときなどに、やむを得ず外出する場合、また、交通の非常に激しい所や混雑する場所に出かけるときは、家族の方が付き添ってあ

げましょう。

交通災害共済に加入しましょう

東京都市町村民交通災害共済は、都内の全市町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金が受けられる共済制度です。

会費は大人が500円、小人(中学生以下)が400円です。なお、平成12年度に小・中学校(私立も含む)に在学中のお子さんは、市で負担しますので、申し込みの必要はありません。共済期間は4月1日~平成13年3月31日です。

◆出張受付日程◆

期日	曜日	受付時間	受付場所
2月6日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	福東会館 かえで会館
13日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	福祉センター 中央図書館
20日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	熊川地域体育馆 中央体育馆
27日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	市役所 わかたけ会館
3月1日	水	午前10時~正午	シルバー人材センター
2日	木	午後4時~6時	つくし保育園
3日	金	午後7時まで	市役所1階ロビー
5日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	富士見台自治会集会所 わかぎり会館
6日	月	午後4時~6時	すみれ保育園
12日	日	午前10時~正午 午後1時30分~4時	熊川中央会館 福生地域体育馆

みんなの加入をお勧めします!
《会費》大人=500円
小人(中学生以下)=400円

申込みのない行事は当日参加受付

行事名	期日	時間	対象・定員	備考
田園児童館(☎ 552・3133)				
あそびの名探偵	15日(火)	午後3時30分~4時45分	小学生25人	「モコモコハムスターをつくろう」 ※申込み
おはなしのひろば	16日(水)	午前10時30分~11時	幼児と保護者	パネルシアター 「げんこつ山のなかまたち」ほか
おはなし会	月曜日	午後3時30分~4時	小学生	「雪やこんこん 雪のはなし」
よちよちすくすくひろば	火曜日	午前10時~午後1時	0~1歳児と保護者	親子のふれあい、親同士交流の場

※申込み 2月5日(土)午後4時~4時30分までに田園児童館へ。定員を超えた場合は抽選

武蔵野台児童館(☎ 553・8822)				
のびのびひろば	9日(水)	午前10時30分~11時	0~1歳児と保護者	「おかあさんとあそぼ」
		午後2時30分~4時30分	小学生20人	材料費 50円 ※申込み
おはなしのひろば	16日(水)	午前10時30分~11時	幼児と保護者	エプロンシアター 「さんびきのやぎのがらがらどん」
		午後2時30分~4時	小学生以上25人	材料費 50円 ※申込み

※申込み 2月7日(月)午後4時~4時30分までに本人が武蔵野台児童館へ。定員を超えた場合は抽選

会員募集中

新舞踊「やよい会」=「みんなで楽しく」をモットーに活動しています。誰でもすぐに覚えられる簡単な新舞踊ですので、皆さん気軽に参加してください。毎週水曜日 午前10時~11時30分 白梅会館 ※ゆかたと帯をご持参ください。問合せ 齋藤(☎ 551・3134)へ。

「読み聞かせ
していますか
子どもと本の
楽しい出会いのために」



講師の波木井氏は学校や児童館などで、長年子どもに本の読み聞かせをして、本を読むことが、子どもの成長にどう関わってくるかをお話ししていただきます。

日時 2月24日(木)午前10時~11時30分 中央図書館2階研修室

※当日は10人まで2~6歳児の申込み 2月4日(金)から中央図書館(電話可)へ。

※希望の方はお申し込みください(市内保育を行います)。

申込み先 央図書館(電話可)へ。

定員 70人
※入場無料

講師 波木井やよい氏(日本子ども本研究会会員)

日時 2月27日(日)午後2時~4時

危険や、その防止についてお話ししていただきます。

講師 金邦夫氏(市内在住)
※整理券を2月9日(水)から、中央図書館で配布します(電話可)。

主任児童委員とは、市内において区域を担当せず、児童、妊婦の福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員と協力しながら、児童福祉の増進のために活動していく大臣委員です。

この「主任児童委員制度」は、

主に区域を担当せず、児童、妊婦の福祉に関する事項を専門

で、関係機関や区域を担当する

活動していく大臣委員です。

この「主任児童委員制度」は、

主任児童委員とは、市内にお

いて区域を担当せず、児童、妊

婦の福祉に関する事項を専門

で、関係機関や区域を担当する

活動していく大臣委員です。

この「主任児童委員制度」は、

主任児童委員とは、市内にお

いて区域を担当せず、児童、妊

婦の福祉に関する事項を専門

で、関係機関や区域を担当する

活動していく大臣委員です。

この「主任児童委員制度」は、

主任児童委員とは、市内にお

いて区域を担当せず、児童、妊

婦の福祉に関する事項を専門

で、関係機関や区域を担当する

活動していく大臣委員です。

図書館講演会

問合せ 中央図書館(☎ 553・3111)へ。

現在、左上の表のとおり4名の方が市内で活躍されています。

問合せ 生活福祉課庶務・福祉計画担当(内線352)へ。

芸達者のトムによるパンントショーや玉乗りなどの愉快なショー。客席を巻き込んで大

絵本やキャラクターグッズでもおなじみのねこのダヤン、そして仲間たちがおりなす不思議な世界(わちふいーるど)を描いた「池田あきこ絵画展」を催しますのでご来館ください。

日時 2月15日(火)~20日(日)午前10時~午後5時 場所 中央図書館2階会議室

※入場無料 「ダヤンのたんじょうびほるぶ出版より」

池田あきこ作

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

区分	氏名(敬称略)	住 所	電 話
新	加園 みさを	熊川 888	551・5621
	平野 裕子	熊川 989-29	552・1923
新	佐藤 正明	福生 859	552・7530
	野和田 悅子	福生 1231	551・3786

※区分欄の「新」は平成12年1月1日委嘱者

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

区分 氏名(敬称略) 住 所 電 話

新 加園 みさを 熊川 888 551・5621

平野 裕子 熊川 989-29 552・1923

新 佐藤 正明 福生 859 552・7530

野和田 悅子 福生 1231 551・3786

※区分欄の「新」は平成12年1月1日委嘱者

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

区分 氏名(敬称略) 住 所 電 話

新 加園 みさを 熊川 888 551・5621

平野 裕子 熊川 989-29 552・1923

新 佐藤 正明 福生 859 552・7530

野和田 悅子 福生 1231 551・3786

※区分欄の「新」は平成12年1月1日委嘱者

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

区分 氏名(敬称略) 住 所 電 話

新 加園 みさを 熊川 888 551・5621

平野 裕子 熊川 989-29 552・1923

新 佐藤 正明 福生 859 552・7530

野和田 悅子 福生 1231 551・3786

※区分欄の「新」は平成12年1月1日委嘱者

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

区分 氏名(敬称略) 住 所 電 話

新 加園 みさを 熊川 888 551・5621

平野 裕子 熊川 989-29 552・1923

新 佐藤 正明 福生 859 552・7530

野和田 悅子 福生 1231 551・3786

※区分欄の「新」は平成12年1月1日委嘱者

福生市主任児童委員(市域全体を担当)

国民健康保険だより

**異動の届け出は
14日以内に**

国民健康保険に加入している方には異動が生じたとき(被保険者証の4ページ参照)は必ず、14日以内に市役所の窓口に届け出をしてください。

◎資格の取得や喪失は、手続きが遅れた場合でも、「資格ができた日」や「資格がなくなつた日」にさかのぼつて処理されます。

◎これから3月、4月の年度末、年度初めにかけて、転入や転出、また、退職や就職などで、「資格ができた日」や「資格がなくなつた日」にさかのぼつて処理されます。

振り込みのお知らせ
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を2月10日前後に振り込みます。
問合せ 在宅福祉課障害福祉係(内線385)へ。

納期内納税にご協力を!

● 今月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です

指定の預金口座から2月29日に自動的に振替させていただきます。残高不足にならないよう注意してください。

▼ 納め忘れはありませんか▲

- ・市・都民税(第1期・第2期・第3期・第4期)
- ・固定資産税・都市計画税(第1期・第2期・第3期)
- ・軽自動車税(全期)

市税は、市民の皆さんに健康で快適な生活を送れるまちづくりのための大切な財源です。納税について、一層のご理解とご協力ををお願いします。

なお、病気や事故、経済的な理由で納税が困難な方は、至急ご相談ください。

問合せ 税務課収納係(内線2375239)へ。

窓口が大変込み合います。必要書類をそろえ、早めに、そして時間に余裕を持っておいでください。
※必要書類などについては、「わたしの便利帳'98」45ページをご覧ください。

**ご存じですか
高額療養費制度**

医療費(ただし、保険診療分に限ります)の自己負担額が高額になり、次のいずれかに該当したとき、高額療養費として払はれます。

▽同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った医療費が

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽1世帯で、1か月に30、000円(住民税非課税世帯等は21、000円)以上の支払いが複数あり、合計して63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽1世帯で、1か月に30、000円(住民税非課税世帯等は21、000円)以上の支払いが複数あり、合計して63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽同じ世帯で、過去12か月間に

63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

4回以上高額療養費の支払いがあった場合は、4回目からは37、200円(住民税非課税世帯等は24、600円)を超えた分となります。
【自己負担額の計算上の留意点】
△同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別の医療機関とみなします。
△総合病院の各診療科は、それぞれ別の医療機関とみなします。
△入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外です。

▽同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った医療費が63、600円(住民税非課税世帯等は35、400円)を超えたとき

▽3月9日(木)・16日(木)午後1時30分～3時30分、23時30分※1回のみの参加可

▽3月16日「知ろう!自分の

からだ」ウォーキング前後の

測定を通して自分の体を知る。

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

▽3月23日「施設見学と散策」(バス使用)青梅市の老人保健

▽3月9日「健康と生きがい

保険税は皆さんの医療費などを給付する際の大切な財源です。もし保険税を納めない人がいると、国民健康保険の財政は非常に厳しくなり、国民健康保険の運営が苦しくなるばかりか、皆さんにも大きな負担をかけることがあります。
保険税は皆さんの医療費などを給付する際の大切な財源です。もし保険税を納めない人がいましたら、2月は保険税第6期の納期です。保険税は納期内に納めるようになります。
問合せ 保険年金課保険税係(内線314)へ。

ことになってしまいます。それは加入者一人ひとりが平等に保険税を負担することで、国民健康保険会計が成り立っているからです。

◎2月は保険税第6期の納期です。保険税は納期内に納めるようになります。

保険税は加入者一人ひとりが平等に保険税を負担することで、国民健康保険会計が成り立っているからです。

ことになってしまいます。それは加入者一人ひとりが平等に保険税を負担することで、国民健康保険会計が成り立っているからです。

ことになってしまいます。それは加入者一人ひとりが平等に保険税を負担することで、国民健康保険会計が